

令和5年 第3回臨時会・第4回定例会

あ
ら
ま
し

- ◆第3回（11月）臨時会は、11月14日に開催され、報告1件が市長から、また、特別委員会の設置を求め、議員から発議1件が提出されました。審査の結果、発議1件は賛成少数により否決されました。
- ◆第4回（12月）定例会は、12月1日から12月19日までの19日間にわたり開催され、条例の制定・改正、補正予算など15件が市長から提出されました。議案は、審査の結果、いずれも原案のとおり、可決・承認されました。また、一般質問では10名の議員が登壇し、市の方針等を質しました。

第4回定例会 市長あいさつ及び提案理由の説明（一部抜粋）

長引くコロナ禍や価格高騰により、市民の日常生活や地域経済が今もなお大きな影響を受けています。今後も様々な課題に対応しつつ、市民の皆さまのニーズに応じた機動的で柔軟な施策を展開していくことで、実利の見える化を図り、市民が市政を自分事として捉え、安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて全力を尽くしてまいります。

どうか、市民の皆さま、議員各位におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



第3回臨時会の経過

※議案の内容は7ページ
11月14日（火）
【本会議】開会
会期の決定、諸般の報告
議案の上程、説明、
質疑、討論、採決
閉会

第4回定例会の経過

※議案の内容は次のページから
12月1日（金）【議会運営委員会】
【本会議】開会
会期の決定、諸般の報告
議案の上程、提案理由の説明
5日（火）【本会議】一般質問
6日（水）【本会議】一般質問
7日（木）【本会議】一般質問
【議会運営委員会】
【全員協議会】
8日（金）【本会議】議案質疑、委員会付託
【議会運営委員会】
【全員協議会】
11日（月）【総務委員会】付託案件の審査
12日（火）【教育厚生委員会】付託案件の審査
14日（木）【予算決算常任委員会】付託案件の審査
19日（火）【議会運営委員会】
【全員協議会】
【本会議】委員長報告
質疑、討論、採決
閉会中の所管事務調査
議員の派遣
閉会

令和5年第4回行方市議会定例会 付託案件の審査

審査の内容を一部抜粋してお伝えします。議決結果は8ページをご参照ください。

総務委員会

Q 行方市公告式条例の一部を改正する条例について

A 市民の利便性の向上並びに事務の簡素化及び効率化を図るため、公告式の電子化に係る所要の改正を行うもの

Q 既存の掲示板とホームページ上の掲示板(デジタル)を併用していくことになると思うが、今後の運用については

A 基本的にはデジタル化していくが、税法上等においては、紙ベースで公表しなければならぬものが一部残っています。また、災害などで電子掲示板が使用できないときなど、そのような場合は、既存の掲示板を使用することを想定しています。



玉造庁舎の掲示板

Q 行方市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

A 災害の頻発・激甚化による消防団員の負担の増加等を踏まえ、総務省消防庁が定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に準拠し、消防団員の処遇改善を図るほか、資格要件及び定数の見直しを行うもの

Q 団員の資格要件について、「団長が特に必要と認める場合」とある。これは行方市に住所がなく、職場もない他市の方が入団することを想定していると思うが、その際は通常どおり入団届や申請書を提出すれば良いのか。市に許可をもらってから入団するのか

A 事務局、消防団の方に入団届を出していただくこととなります。その際、住所要件などを本人に確認し、最終的には任命権者である団長判断となります。そのような場合「団長が特に必要と認める場合」となってくるかと思えます。

委員からの意見・要望

○報酬が個人に支払われることから、各団の登録人数と実際に活動している人数、出勤回数などの実態を、今後はよりしっかりと把握していくべきである

○機能別消防団を有効活用していったほしい
○条例改正に伴い、問題が発生しないよう、細部まできちんと制度設計をしていってほしい

Q 行方市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

A 令和5年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じ、職員及び一般職の任期付職員の月例給及び特別給の改定、在宅勤務等手当の新設、フレックスタイム制の導入等、所要の改正を行うもの

Q フレックスタイム制の対象となる職員は

A 職員全員を対象とした制度となりますが、希望する方となります。市役所の業務が止まらないことを大前提としつつ、進めていく制度となっています。

▼行方市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について

令和5年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じ、職員の給与改定を実施することに伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うもの

Q **A**
 行方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

令和5年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じ、職員の給与改定を実施することに伴い、会計年度任用職員について、給料表を改定するとともに、令和6年度から勤勉手当を支給するため所要の改正を行うもの

Q 人事院勧告に伴う給与の引き上げ分の支給日は

A 12月中を予定しています。

Q **A**
 行方市職員の降給に関する条例の制定について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し所要の規定を整備するもの

Q 職員への制度の周知方法は

A 定年引き上げに伴う管理監督職務上限年齢制（役職定年制）導入による降給を規定するほか、所要の規定を整備するものであり、対象となる定年を迎える職員へ制度内容を説明し、その後の働き方について確認を取っています。

Q **A**
 行方市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の減額措置を実施するもの

Q 減免措置の手続き方法を、届け出制にした理由は

A 上位法の方で届け出についての規定もあるが、市外での出産の場合など、対象となる出産被保険者を完全に把握することは不可能であるため、世帯主等からの届出に基づき減額を行うこととなっています。



Q **A**
 行方市交流宿泊施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議決を求めるもの

Q 緊急時の対応、問い合わせがある場合などはどのようなのか

A 白帆の湯に隣接するムービングハウスは、基本的に非接触型の宿泊施設となり、通常の場合は人と接触することなくチェックインできるといって体制を取っています。しかし、利用者がそのような作業ができない場合には、人がついて手続きを取るような形を事業者において想定しています。チェックインや室内の清掃、緊急時の対応については、地元の人員を確保する予定です。法の定めによると、緊急時は10分以内に駆けつける体制を取るようになっていきます。指定管理者の決定を受けた後に、事業者と協議を進めながら、利用者の方々に迷惑が掛からない体制を取ってまいります。

教育厚生委員会

Q 行方市手話言語の普及に関する条例の制定について

手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念並びに手話に関する施策の推進等について定めるもの

Q 市内の祭りなどのイベントに、手話通訳者を派遣することはできるか。派遣できる場合の基準は

A 基本的には、市の行事に対する配置となります。どのようなイベントに手話通訳者を配置すべきか、今後検討しなければならぬと考えています。祭り等となると、市の行事とは異なってくるため、どういう形で派遣が必要かなど検討していきます。



令和5年第4回行方市議会定例会
委員長報告

教育厚生委員会 委員長

手話通訳者による本会議での手話通訳の様子（第4回定例会 委員長報告）



武田地区館

Q 行方市公民館条例の一部を改正する条例について

行方市公共施設等総合管理計画の実施計画に基づき、一部の施設を廃止するもの

Q 「一部の施設を廃止する」とあるが、武田地区館は全て解体するのか。また今後の利活用については

A 地区館の統廃合は、行方市公共施設等総合管理計画にのっとり進めています。武田地区館は、耐震基準も満たしておらず、借地なので、今後の利活用は考えていません。

～ 議会へ請願・陳情される方へ ～

請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

- ※ 請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。
- ※ 提出年月日、請願（陳情）者の住所、署名又は記名押印してください。
- ※ 請願書は、1人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名又は記名押印が必要です。
- ※ 紹介議員が見つからないときは、陳情書としてください。
- ※ 提出方法については、議会事務局へお問い合わせください。

(表紙例)

〇〇〇に関する 請願（陳情）書	
紹介議員 署名又は 記名押印	印

(内容例)

〇〇〇に関する請願 (陳情)	
1. 要旨	
2. 理由	
令和 年 月 日	
請願（陳情）者の住所	
署名又は 記名押印	印
行方市議会議長	殿

本会議において 賛否が分かれた議案

議案
第58号

令和5年度行方市一般会計補正予算（第7号）について

可決



反対討論

中学生海外派遣研修事業委託料について、債務負担行為において、約1500万円の計上があるが、20人を派遣するという内容で、一人当たり約75万円の事業費となり、自己負担額も約20万円ということである。募集方法にもよるが、ある程度の資産がある家庭のお子さんしか応募できないのではないか。他自治体では、コロナ禍の影響もあり、同様の事業を縮小しているようである。事業を実施するのであれば、一部の富裕層をターゲットにするのではなく、所得に関係なくどのような家庭でも参加できるように、一人当たりの事業費を少なくするなど見直していただきたい。

いろいろな仕組みを作った上で、やる気と強い意志がある方を派遣すれば良いと考える。



賛成討論

この事業は、旧玉造町時代から続いてきたものである。昨今、燃油代の高騰や世界で一番時給が高いオーストラリアへの渡航など、さまざまな要因で事業費がかかってしまうということなので、予算決算常任委員会においても質疑を行った。

その議論を受け、教育長からも「今後、事業内容を見直していきたい」という答弁もあった。

英語圏は世界に何か国もある。また、ALTを強化し、子供たちが英語に携わっていくのも一つの方法である。今回は来年度の債務負担行為であり、これから教育委員会等と議論を進めていっても間に合う話である。

また、今回のこの議案は、他の事業等の補正予算もあり、ここで反対するなら修正動議をかけるべきだと考える。

将来に向けての海外派遣事業は、皆さんとともにこれから議論し、決定することであると考える。

議案賛否結果一覧表

(賛成=○、反対=×、棄権=△、欠席=-、議長=■)

賛否が分かれた議案と賛否結果	1 宮崎 和洋	2 山口 律理	3 伊勢山 仙寿	4 高野 市郎	5 阿部孝 太郎	6 小野瀬 忠利	7 栗原 繁	8 土子 浩正	9 貝塚 俊幸	10 鈴木 裕	11 高橋 正信	12 小林 久	13 高木 正	14 大原 功坪	15 鈴木 義浩	16 岡田 晴雄	17 高柳孫 市郎	18 宮内 守	賛否結果
議案 第58号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	■	可決

※賛成者を起立させ、表決を行いました。

※議長は通常、表決に加わりません。

※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です（棄権は退席・不在を含みます）。

令和5年第3回行方市議会臨時会 議案の審議

議決結果は8ページをご参照ください。賛否が分かれた議案については、討論の内容をお伝えします。

▼専決処分報告について
(損害賠償の額を定め、和解する意向がある)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分し、同条第2項の規定によりこれを報告するもの

議員発議

発議第4号
霞ヶ浦ふれあいランド再整備事業調査特別委員会設置について

否決

【設置の目的】

霞ヶ浦ふれあいランドの整備及び利活用に関し、議会の立場から多様な視点に立つて必要な事項の調査・検討及び提言を行う

反対討論

霞ヶ浦ふれあいランド再整備事業については、所管である総務委員会において判断すべき案件であり、1日でも早い完成を目指し、市議会が一丸となって取り組んでいくべきものだと考える。

賛成討論

確実な開園に向け、特別委員会を設置し、参考人として社長を招致し、打診する必要があるのではないかと。本市の観光産業の発展、スムーズな開園に向け、特別委員会の設置に賛成する。

議案賛否結果一覧表

(賛成=○、反対=×、棄権=△、欠席=-、議長=■)

賛否が分かれた議案と賛否結果	1 宮崎 和洋	2 山口 律理	3 伊勢山 仙寿	4 高野 市郎	5 阿部孝 太郎	6 小野瀬 忠利	7 栗原 繁	8 土子 浩正	9 貝塚 俊幸	10 鈴木 裕	11 高橋 正信	12 小林 久	13 高木 正	14 大原 功坪	15 鈴木 義浩	16 岡田 晴雄	17 高柳孫 市郎	18 宮内 守	賛否結果
発議 第4号	×	○	×	○	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	○	■	否決

※賛成者を起立させ、表決を行いました。

※議長は通常、表決に加わりません。

※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です(棄権は退席・不在を含みます)。



本会議の様子を「なめがたエリアテレビ」にて、
ON AIR 生中継しています。

インターネット(パソコン、スマホ)では、録画中継をしています。

現在、平成29年第2回定例会から令和5年第3回定例会までご覧になれます。準備が整い次第、令和5年第4回定例会も公開いたします。



なめがたネット放送局を検索し、市議会録画中継へ
これまでの録画中継はこちらから▶



令和5年第3回行方市議会臨時会 提出議案議決結果

《市長提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
報告第16号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)	—	—

《議員提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
発議第4号	霞ヶ浦ふれあいランド再整備事業調査特別委員会の設置について	否決	—

※ 色が付いたものは賛否の分かれた議案です。

令和5年第4回行方市議会定例会 提出議案議決結果

《市長提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
議案第48号	行方市公告式条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第49号	行方市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第50号	行方市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第51号	行方市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第52号	行方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第53号	行方市職員の降給に関する条例の制定について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第54号	行方市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第55号	行方市手話言語の普及に関する条例の制定について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案第56号	行方市公民館条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案第57号	行方市交流宿泊施設の指定管理者の指定について	原案可決 (全会一致)	総務委員会

第4回(12月)定例会で補正された予算(令和5年度)

議案番号	補正額(総額)	主な内容	議決結果
議案第58号 一般会計(第7号)	9億7829万8千円 増額 (198億7026万8千円)	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと応援寄附金募集事業 / 1億5584万2千円 霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業 / 215万6千円 給食センター運営事業 / 1352万9千円 道路河川災害復旧事業 / 4000万円 など	原案可決 (賛成多数)
議案第59号 国民健康保険特別会計(第1号)	277万2千円 減額 (47億7322万8千円)	<ul style="list-style-type: none"> 職員給与費 / △277万2千円 	原案可決 (全会一致)
議案第60号 介護保険特別会計(第3号)	保険事業勘定 1億3991万円7千円 増額 (39億9583万円)	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査事務費 / 50万円 国庫支出金等償還金 / 9435万2千円 一般会計繰出金 / 4012万5千円 など	原案可決 (全会一致)
	介護サービス事業勘定 144万2千円 増額 (1064万2千円)	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計繰出金 / 133万6千円 など	
議案第61号 水道事業会計(第1号)	【収益的収入】 37万円 増額 (8億6137万3千円) 【収益的支出】 111万5千円 増額 (8億1521万円)	【収益的収入】 <ul style="list-style-type: none"> 他会計補助金 / 37万円 【収益的支出】 <ul style="list-style-type: none"> 職員給与費ほか / 111万5千円 	原案可決 (全会一致)
議案第62号 下水道事業会計(第1号)	【収益的収入】 988万9千円 減額 (8億2122万3千円) 【収益的支出】 988万9千円 減額 (8億2116万8千円)	【収益的収入】 <ul style="list-style-type: none"> 他会計補助金 / △988万9千円 【収益的支出】 <ul style="list-style-type: none"> 職員給与費ほか / △988万9千円 	原案可決 (全会一致)

※補正予算は予算決算常任委員会に付託されました。

※色が付いたものは賛否の分かれた議案です。

本会議の内容を知りたい 「行方市議会 会議録検索システム」

本会議の内容は、なめがたエリアテレビや、インターネット録画中継でもご覧になれますが、会議の公式記録は会議録となります。会議録は、インターネットにて**全文を確認**できます。

市議会ホームページで「**会議録**」を選択してください。

